

JHF 入会及び退会規程

制定 2010年10月19日 理事会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下、「JHF」という。）定款第6条及び第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続き)

第2条 この法人に入会しようとする個人又は団体（法人）は、別紙の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 フライヤー会員の入会申し込みで、郵便振替、集金代行サービスの納入用紙により、定款第6条第2項の宣誓（フライヤー宣言）を行った者は、別紙の提出と同等とみなし理事会は入会を承認する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、会員は遅滞なく申し出なければならない。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、JHFプライバシーポリシー規約に従う。

(退会手続き)

第4条 会員が退会しようとするときは、別紙の退会届を理事会に提出しなければならない。

2 会員でなくなった者の、既納の会費は返還しない。ただし、理事会の承認がある場合は返金することができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、JHFの公益社団法人設立登記のあった日（2011年4月1日）から施行する。

《別紙》

入会申込書（1）

入会申込書（2）

退会届